

新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書（案）

上記議案を別紙のとおり志摩市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 10 日提出

志摩市議会議長 瀨口 三代和 様

提出者 志摩市議会議員

山下弘樹

賛成者 志摩市議会議員

中上幹大

前田俊基

瀨口 卓

中村信司

西崎甚吾

金子研世

## 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書（案）

中国に端を発した新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに急速な広がりを見せ、感染者数は、中国国内及び世界各地域を合わせ9万人を超える事態となりました。

ここに来て、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生し、一部地域には小規模患者クラスターが把握されています。感染の流行を早期に終息させるためには、次のクラスターを防止することが極めて重要であり、徹底した感染拡大防止策により、患者の増加スピードを抑制することは、国内での流行を抑える上で、重要な意味を持ちます。また、この時期は、国内での患者数が大幅に増えた時に備え、必要な体制を整える準備期間に当たり、2月末の専門会議においても、「これから1、2週間が急速な拡大に進むか、終息できるかの瀬戸際になる」との見解が示されております。

このような状況の中、国、地方公共団体、医療関係者、事業者、そして国民は一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を進めていく必要があります。

よって、国におかれては、国民の安心・安全を確保するとともに、不安を解消するため、感染の拡大防止に向け、地方自治体と連携・協力し、以下の対応に全力をあげて取り組むことを強く要望する。

### 要望事項

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する相談窓口の周知徹底を図り、PCR検査実施等、検査体制を抜本的に拡充するとともに、医療機関の受け入れ体制を確立すること。
- 2 感染拡大により、影響を受けている観光事業者、宿泊事業者、中小企業・小規模企業等の経営安定化に関する支援強化及び相談窓口の拡充を図り、支援策が利用しやすい体制と、業者及び労働者への休業補償の仕組みを早急に構築すること。
- 3 国民及び医療機関、地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症対策実施に必要な物的、財政的、技術的な支援を早急に行うこと。
- 4 感染者が出た際に実施すべき消毒方法やその他留意事項について、様々な場面を想定した新型コロナウイルス感染症対策の手順やマニュアルの作成及び情報提供を必要に応じ行うこと。

- 5 新型コロナウイルス感染症が発生した際の、医療機関から保健所への届出内容については、感染者が所在する市町村との情報共有を密にすること。
- 6 マスクやアルコール消毒薬等、国民の感染予防に資する衛生資材が不足することのないよう、メーカーや卸売業者等に適切な生産・供給を働きかけ、必要な資材の安定的な流通に万全を期すこと。
- 7 以上の十分な対策のための緊急で抜本的財政措置を取ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2年 3月10日

志摩市議会議長 濱口 三代和

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	高市	早苗	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
経済産業大臣	梶山	弘志	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様